

漁業法第 32 条第 2 項の規定に基づき静岡県知事が行う

助言、指導又は勧告に関する運用指針

第 1 くろまぐろ（小型魚）

くろまぐろ（小型魚）。（第 1 において単に「くろまぐろ」という。）に係る漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 32 条第 2 項の規定による、助言、指導又は勧告の運用は、次の 1 から 2 までに定めるとおりとする。

1 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合

(1) 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合において、知事が行う助言、指導又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分におけるくろまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	当該知事管理区分においてくろまぐろの採捕をする者に対して知事がする助言、指導又は勧告の内容
70 パーセントを超えたとき又は超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を助言する。 【漁船漁業等】 <ul style="list-style-type: none">・ 養殖用種苗の採捕を目的としない一本釣り漁業及び曳き縄漁業又ははえ縄漁業等は、①1.5 キログラム未満の生存個体を放流するとともに、②くろまぐろを目的とする操業日数を 5 日間／月以内に抑制する。・ 養殖用種苗の採捕を目的とする一本釣り漁業及び曳き縄漁業は、①種苗にならない個体を放流するとともに、②操業日数を 5 日間／月以内に抑制する。・ まき網漁業は、①かつお、まぐろの操業が認められた期間であっても、くろまぐろを目的とした操業は自粛するとともに、②ある船が 1 日に 200 キログラム以上のくろまぐろを混獲した場合には、全船で当該区域における翌日の操業を自粛する。さらに、③操業時間を変更し、又は操業回数を抑制する。・ 知事は、所属漁業協同組合（以下「所属漁協」という。）又は静岡県旋網漁業者協会事務局（以下「県旋網事務局」という。）に当

	<p>該措置の履行確認を依頼する。</p> <p>【定置漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、1.5 キログラム未満の生存個体は全て放流する。 ・漁業者は、揚網時に 1.5 キログラム以上の個体が 1 か統当たり 200 キログラム以上入網したと判断した場合には、生存個体を放流する。 ・知事は、所属漁協に当該措置の履行確認を依頼する。
<p>80 パーセントを超えたとき又は超えるおそれがあると認めるとき</p>	<p>次の措置の実施を指導する。</p> <p>【漁船漁業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養殖用種苗の採捕を目的とするか否かに関わらず、一本釣り漁業、曳き縄漁業及びはえ縄漁業等は、①くろまぐろを目的とした操業を自粛するとともに、②混獲した場合には、生存個体を全て放流する。 ・まき網漁業は、①かつお、まぐろの操業が認められた期間であっても、くろまぐろを目的とした操業は自粛するとともに、②ある船が 1 日に 150 キログラム以上のくろまぐろを混獲した場合には、全船で当該区域における翌日の操業を自粛する。さらに、③操業時間を変更し、又は操業回数を抑制する。 ・知事は、所属漁協又は県旋網事務局に当該措置の履行確認を依頼する。 <p>【定置漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、1.5 キログラム未満の生存個体は全て放流する。 ・漁業者は、揚網時に 1.5 キログラム以上の個体が 1 か統当たり 100 キログラム以上入網したと判断した場合には、生存個体を放流する。 ・知事は、所属漁協に当該措置の履行確認を

	依頼する。
90 パーセントを超えたとき又は超えるおそれがあると認めるとき	<p>次の措置の実施を勧告する。</p> <p>【漁船漁業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養殖用種苗の採捕を目的とするか否かに関わらず、一本釣り漁業、曳き縄漁業及びはえ縄漁業等は、①くろまぐろを目的とした操業は自粛するとともに、②混獲した場合には、生存個体を全て放流する。さらに、③くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、混獲採捕の時点で操業は切り上げる。 ・まき網漁業は、①かつお、まぐろの操業が認められた期間であっても、くろまぐろを目的とした操業は自粛するとともに、②ある船が1日に100キログラム以上のくろまぐろを混獲した場合には、全船で当該区域における翌日の操業を自粛する。さらに、③操業時間を変更し、操業回数を抑制する。 ・知事は、所属漁協又は県旋網事務局に当該措置の履行確認を依頼する。 <p>【定置漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、生存個体を全て放流する。 ・知事は、所属漁協に当該措置の履行確認を依頼する。

(2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると認めるときは、この限りではない。

ア くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りを超えないと見込まれる場合

イ 当該知事管理区分におけるくろまぐろの採捕をする者の全てが同一の法第124条第1項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）に参加している場合であって、当該認定協定内容及びくろまぐろの採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までに当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合

- (1) 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

くろまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	当該全ての知事管理区分のいずれかにおいてくろまぐろの採捕をする者に対して知事がする指導の内容
90 パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第 33 条第 2 項第 2 号の規定による採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕を抑制するように指導

- (2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りではない。

第 2 くろまぐろ（大型魚）

くろまぐろ（大型魚）。（第 2 において単に「くろまぐろ」という。）に係る法第 32 条第 2 項の規定による、助言、指導又は勧告の運用は、次の 1 から 2 までに定めるとおりとする。

1 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合

- (1) 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合において、知事が行う助言、指導又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分におけるくろまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	当該知事管理区分においてくろまぐろの採捕をする者に対して知事がする助言、指導又は勧告の内容
70 パーセントを超えたとき又は超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を助言する。 【漁船漁業等】 <ul style="list-style-type: none"> ・一本釣り漁業及び曳き縄漁業又ははえ縄漁業等は、くろまぐろを目的とする操業日数を 10 日間／月以内に抑制する。 ・まき網漁業は、①かつお、まぐろの操業が認められた期間であっても、くろまぐろを目的とした操業は自粛するとともに、②あ

	<p>る船が1日に200キログラム以上のくろまぐろを混獲した場合には、全船で当該区域における翌日の操業を自粛する。さらに、③操業時間を変更し、又は操業回数を抑制する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事は、所属漁協又は県旋網事務局に当該措置の履行確認を依頼する。 <p>【定置漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、揚網時に1か統当たり400キログラム以上の入網と判断した場合には、生存個体を放流する。 ・知事は、所属漁協に当該措置の履行確認を依頼する。
<p>80パーセントを超えたとき又は超えるおそれがあると認めるとき</p>	<p>次の措置の実施を指導する。</p> <p>【漁船漁業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一本釣り漁業及び曳き縄漁業又ははえ縄漁業等は、くろまぐろを目的とする操業日数を5日間／月以内に抑制するとともに、目的操業以外でくろまぐろを混獲した場合には、生存個体を全て放流する。 ・まき網漁業は、①かつお、まぐろの操業が認められた期間であっても、くろまぐろを目的とした操業は自粛するとともに、②ある船が1日に150キログラム以上のくろまぐろを混獲した場合には、全船で当該区域における翌日の操業を自粛する。さらに、③操業時間を変更し、又は操業回数を抑制する。 ・知事は、所属漁協又は県旋網事務局に当該措置の履行確認を依頼する。 <p>【定置漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、揚網時に1か統当たり200キログラム以上の入網と判断した場合には、生存個体を放流する。 ・知事は、所属漁協に当該措置の履行確認を依頼する。

<p>90 パーセントを超えたとき又は超えるおそれがあると認めるとき</p>	<p>次の措置の実施を勧告する。</p> <p>【漁船漁業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一本釣り漁業及び曳き縄漁業又ははえ縄漁業等は、くろまぐろを目的とした操業は自粛し、目的操業以外でくろまぐろを混獲した場合には、生存個体を全て放流する。 まき網漁業は、①かつお、まぐろの操業が認められた期間であっても、くろまぐろを目的とした操業は自粛するとともに、②ある船が1日に100キログラム以上のくろまぐろを混獲した場合には、全船で当該区域における翌日の操業を自粛する。さらに、③操業時間を変更し、又は操業回数を抑制する。 知事は、所属漁協又は県旋網事務局に当該措置の履行確認を依頼する。 <p>【定置漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁業者は、生存個体を全て放流する。 知事は、所属漁協に当該措置の履行確認を依頼する。
--	--

(2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると認めるときは、この限りではない。

ア くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りを超えないと見込まれる場合

イ 当該知事管理区分におけるくろまぐろの採捕をする者の全てが同一の認定協定に参加している場合であって、当該認定協定の内容及びくろまぐろの採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までに当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第32条第2項第2号に掲げる場合

(1) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

<p>くろまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管</p>	<p>当該全ての知事管理区分のいずれかにおいてくろまぐろの採捕をする者に対して知事がする指導の内容</p>
--	---

理漁獲可能量の合計に占める割合	
90 パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第 33 条第 2 項第 2 号の規定による採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕を抑制するように指導

- (2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りではない。

附則

(施行期日)

- 1 この指針は、令和 4 年 1 月 8 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 6 年 3 月 31 日までの間における第 1 の 1 (2)イ及び第 2 の 1 (2) の規定の適用については、「同一の法第 124 条第 1 項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）」とあるのは「同一の法第 124 条第 1 項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）又は資源管理指針・計画作成要領（平成 23 年 3 月 29 日付け 22 水管第 2354 号水産庁長官通知）に基づき知事の確認を受けた資源管理計画（以下「資源管理計画」という。）と、「同一の認定協定」とあるのは「同一の認定協定又は資源管理計画」と、「当該認定協定」とあるのは「当該認定協定又は資源管理計画」とする。